

仙台空港利用促進業務 仕様書（案）

1 委託業務の名称

仙台空港利用促進業務

2 委託期間

契約締結日の翌日から令和8年3月19日（木）まで

3 委託業務の目的

若者を対象に、仙台空港を利用する機会をつくり、新規航空需要の獲得を図るとともに、航空旅行の手軽さや利便性を体験してもらうことで、今後の継続した空港利用の定着に繋げるもの。また、国際線においてもアウトバウンド需要の拡大を目指し、海外旅行意欲の喚起を図る。

4 委託業務の概要

- （１） 30歳未満を対象とした航空券取得費用の一部助成と3名以上のグループ旅行を対象とした加算助成、30歳未満を含んだ3名以上の家族旅行を対象とした航空券取得費用の一部助成及び全世代を対象としたパスポート取得費用の一部助成キャンペーン（計3種）の企画・運営
- （２） 全世代の者に向けた仙台空港国内線及び国際線の路線認知度を高める広報
- （３） （１）及び（２）に係る効果測定
- （４） 独自提案による企画の実施

5 委託業務の内容

下記のとおり、キャンペーン等の実施に係る一切の業務を行うこと。

- （１） 30歳未満を対象とした航空券取得費用の一部助成と3名以上のグループ旅行を対象とした加算助成、30歳未満を含んだ3名以上の家族旅行を対象とした航空券取得費用の一部助成及び全世代を対象としたパスポート取得費用の一部助成キャンペーン（計3種）の企画・運営

イ 30歳未満を対象とした航空券取得費用の一部助成と3名以上のグループ旅行を対象とした加算助成

（イ）対象者は次の要件を全て満たす者とする。

- a 発注者が指定する期間中に、仙台空港を出発し仙台空港に到着する便（往復）を利用した者。
- b 生年月日が平成8年4月2日以降の者。（30歳未満）
- c 助成前の航空機等の料金負担額が国内線利用の場合 金10,000円以上、国際線利用の場合 金50,000円以上である者。
- d 発注者が指定する日以降に航空機等を予約している者。

（ロ）助成金額は1人当たり国内線利用の場合 金3,000円、国際線利用の場合

金7,000円とし、助成は期間内において1人1回限りとする。

(ハ) 全員が30歳未満の3名以上のグループ旅行には、1人当たり国内線利用の場合

金3,000円、国際線利用の場合 金5,000円の助成金額を追加すること。

(ニ) 助成に係る費用については、委託金に含めるものとする。

(ホ) 本助成事業は、「ロ 30歳未満を含んだ3名以上の家族旅行を対象とした航空券取得費用の一部助成」との併用はできない。

ロ 30歳未満を含んだ3名以上の家族旅行を対象とした航空券取得費用の一部助成

(イ) 対象者は次の要件を全て満たす者とする。

a 発注者が指定する期間中に、仙台空港を出発し仙台空港に到着する便（往復）を利用した者。

b 同行する家族のうち生年月日が平成8年4月2日以降の者（30歳未満）を1名以上含む3人以上の家族旅行であること。

c 同行する家族全員が同一の姓又は同一の住所に居住していること。

d 助成前の航空機等の料金負担額が国内線利用の場合 金10,000円以上、国際線利用の場合 金50,000円以上である者。

e 発注者が指定する日以降に航空機等を予約している者。

(ロ) 助成金額は、1人当たり国内線利用の場合、30歳未満は 金6,000円、30歳以上は 金3,000円。国際線利用の場合、30歳未満は 金12,000円、30歳以上は 金5,000円とし、助成は期間内において1人1回限りとする。

(ハ) 助成に係る費用については、委託金に含めるものとする。

(ニ) 本助成事業は、「イ 30歳未満を対象とした航空券取得費用の一部助成」との併用はできない。

ハ 全世代を対象としたパスポート取得費用の一部助成

(イ) 対象者は次の要件を全て満たす者とする。

a 令和7年7月1日から令和8年2月27日までの期間中に、パスポートを新規に取得、有効期間が切れ再度取得及び有効期間が1年未満で切り替えた者。（日本国民に限る。）

b 令和7年7月1日から令和8年2月27日までの期間中に、仙台空港国際線において、仙台空港を出発し仙台空港に到着する便（往復）を利用した者。

c 発注者が指定する日以降にパスポート取得及び航空機を予約している者。

(ロ) 助成金額は1人当たり 金10,000円（ただし、パスポート取得日現在12歳未満の者は、1人当たり 金6,000円）とし、助成は期間内において1人1回限りとする。

(ハ) 本キャンペーンは、「イ 30歳未満を対象とした航空券取得費用の一部助成」及び「ロ 30歳未満を含んだ3名以上の家族旅行を対象とした航空券取得費用の一部助成」との併用を可能とする。

(ニ) 助成に係る費用については、委託金に含めるものとする。

ニ 助成金額は総額 金1,700万円とする。

ホ キャンペーン条件の詳細については別紙「キャンペーン概要」を参考とすること。

ヘ キャンペーンに関する広報・情報発信

(イ) SNSやWEB等による情報発信

SNSやWEB等を活用した情報発信を行い、可能な限り様々な媒体を活用した周知に努めること。また、実施期間はキャンペーン終了までとすること。なお、有料の広報媒体を使用する場合に発生する経費については、委託費に含めるものとする。

(ロ) エアラインと連携した情報発信

仙台空港に就航するエアラインと連携した情報発信を行うこと。なお、有料の広報媒体を使用する場合に発生する経費については、委託費に含めるものとする。

(ハ) 県内及び隣県の学生に向けた情報発信

30歳未満の者を対象としたキャンペーンを実施するため、学生向けに特化した情報発信を行うこと。なお、有料の広報媒体を使用する場合に発生する経費については、委託費に含めるものとする。

(ニ) 広報製作物

チラシ、ポスター等を製作することとし、その種類、部数等については発注者に提案できるものとする。あわせて、製作物の発送に関する一切の業務を行うこととし、発生する経費については、委託費に含めるものとする。

ト 事務局の運営

事務局として、本業務に関する問合せ対応等の運営に関する一切の業務を行うこと。

(2) 全世代の者に向けた仙台空港国内線及び国際線の路線認知度を高める広報

路線や就航地先の紹介を通した航空旅行意欲を喚起する内容にするとともに、仙台空港までの利便性（充実した高速道路網等）を周知する内容とすること。

イ 各種メディアを活用した広報

新聞や雑誌、SNS等を活用した広報を行うこと。あわせて、可能な限り様々な媒体を活用した周知に努めること。また、有料の広報媒体を使用する場合に発生する経費については、委託費に含めるものとする。

なお、広報は、キャンペーンに関わらず令和7年7月から令和8年2月末までの期間で実施すること。

(3) 効果測定

助成対象者にアンケート調査を行い、居住地等の属性、航空機の利用実態などについて、調査・集計し本業務の効果測定を行うとともに、SNS等の広報についても可能な限り効果測定を行うこと。

(4) 独自提案による企画の実施

委託費の範囲内で、本業務の効果を高められる独自の提案による企画を実施すること。

6 業務報告

業務終了後には速やかに次の提出物を作成し、提出すること。

(1) 提出物

下記提出物の電子データについては、1枚のCD-ROM又はDVD-ROM(以下「電子媒体」という。)に集約して格納することを妨げない。

- イ 業務完了報告書(指定様式) 紙媒体1部及び電子データ
- ロ 業務報告書(任意様式) 紙媒体2部及び電子データ
- ハ 本業務による成果品(広報製作物等)のデータを収めた電子媒体1枚

(2) 提出期限

令和8年3月19日(木)まで

7 契約に関する条件等

(1) 目的物(成果品)の帰属

成果品に係る著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第28条までに規定する権利をいう。)は、県に帰属する。

(2) 機密の保持

受注者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失及び毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(3) 個人情報の保護

受注者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、別記個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

8 その他

(1) 本業務の実施に当たっては、実施内容を事前に協議するとともに、必要に応じて随時打合せを行うなど、発注者との緊密な連携のもと、迅速かつ効果的、効率的な遂行を心掛けること。

(2) 本業務の詳細については発注者と協議の上決定し、進捗状況をその都度報告するとともに業務完了後は速やかに実施した業務の内容を記載した報告書を作成し、業務完了報告書と併せて発注者に提出すること。

(3) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上決定することとなる。

なお、仕様書に明示のない事項であっても、社会通念上当然に必要なと思われるものについては本業務に含まれるものとする。

(4) 受注者が、この契約の委託期間中に宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成20年11月1日施行。以下「排除要綱」という。)別表各号に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。

(5) 受注者は、排除要綱別表各号に該当し、宮城県から指名停止措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ、又は受託させてはならない。また、この契約の下請負又は受託をさせた者が、排除要綱別表各号に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。

(6) 受注者は、この契約の履行に当たり排除要綱第2条第1項第5号に規定する暴力団員又は排除要綱第2条第1項第6号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負又は受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。

なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が適切に行われた場合で、これにより、履行遅滞等が発生するおそれがあると認められるときは、必要に応じて、工程の調整等の措置を講じる。

宮城県入札契約暴力団等排除要綱

別表

措 置 要 件
1 登録業者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。
2 登録業者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）の威力を利用するなどしていたと認められるとき。
3 登録業者又はその役員等が、暴力団等又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
4 登録業者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
5 登録業者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

(注) 使用人が、登録業者のために行った行為は、登録業者の行為とみなす。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に係る業務（以下単に「業務」という。）の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に知らせてはならない。業務が終了し、又はこの契約を解除された後においても、同様とする。

(個人情報管理責任者等)

第3 受注者は、業務における個人情報の取扱いに係る管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を定め、書面により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、前項の個人情報管理責任者及び業務従事者を変更する場合は、事前に書面により報告しなければならない。

3 個人情報管理責任者は、個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）に定める事項を適切に実施するよう業務従事者を監督しなければならない。

4 業務従事者は、個人情報管理責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(作業場所の特定)

第4 受注者は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、あらかじめ受注者に報告しなければならない。

2 受注者は、作業場所を変更する場合は、事前に発注者に報告しなければならない。

(個人情報の持ち出しの禁止)

第5 受注者は、発注者の指示又は事前の承諾がある場合を除き、個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

(保有の制限)

第6 受注者は、業務を行うために個人情報を取得し、又は作成するに当たっては、法第61条第1項に規定する法令の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならない。

(個人情報の目的外利用及び提供の禁止)

第7 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報をこの契約の目的以外のために利用し、又は発注者の書面による承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、毀損及び滅失の防止等)

第8 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、毀損及び滅失の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(教育の実施)

第9 受注者は、個人情報管理責任者及び業務従事者に対して、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、及び特記事項における業務従事者が遵守すべき事項その他業務の適

切な履行に必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(資料の返還等)

第10 受注者は、業務を処理するために、受注者自ら取得し、又は作成した個人情報が記録された資料は、業務完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(個人情報の運搬)

第11 受注者は、業務を処理するために、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬する必要があるときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等の防止するため、受注者の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(再委託の承諾)

第12 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の処理を自ら行うものとし、発注者が書面により承諾した場合を除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。なお、再委託した業務を更に委託する場合も同様とする。

2 受注者は、前項の規定による承諾を受ける場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を発注者に協議し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合、受注者は再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及び結果について責任を負うものとする。

4 受注者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の方法及び方法について具体的に規定しなければならない。

5 受注者は、再委託先に対して業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理し、及び監督の状況を発注者に対して適宜報告しなければならない。

(実地調査)

第13 発注者は、受注者が業務に関して取り扱う個人情報の利用、管理状況等について、随時実地に調査することができる。

(指示及び報告等)

第14 発注者は、受注者が業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、受注者に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故発生時の対応)

第15 受注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに発注者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、発注者の指示に従うものとする。

2 発注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。